

○財務省告示第百八十三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第八項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年五月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量（飼料用麦を含む項にあつては、同年度の初日から同月三十一日までのこれらの項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量及び当該輸入数量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量）を次のように告示する。

平成二十九年六月三十日

財務大臣 麻生 太郎

一 関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年五月三十一日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
----------------------	---------

一五		一〇一トン
一四の二		八六、四二九トン
一四		二〇八、五七九トン
一三		一、〇九八、九七一トン
一二		一一、三四〇トン
一一		二、三〇一トン
一〇		三九二トン
九		四、七九八トン
八		〇トン
七		一トン
六		〇トン
五		〇トン
四		五、二六六トン
三		一〇トン
二		一三・二トン
一		〇トン

二九	六〇トン
二八	〇トン
二七	七〇トン
二六	五〇トン
二五	〇トン
二四	三〇トン
二三	五〇トン
二二	九二トン
二一	七、〇二七トン
二〇	一一〇トン
一九	一八三トン
一八	二、〇一〇トン
一七	二一、六〇六トン
一六	二、三九七トン

二 関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十九年度の初日から平成二十九年五月三十一日までの飼料用麦を含む項に掲げる物品の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数

量から同年度の初日から同月三十一日までの当該各項の同法第九条の二第一項の譲許の便益の適用を受ける飼料用麦の輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸 入 数 量
一三	一、〇五二、六七八トン
一四	三八、五七〇トン